



目 次	ページ
告 示	
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定 (人 権 課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (6件) (経営支援課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	4
公 告	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課) (12・26揭示)	4
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○平成21年における増殖目標量、期間等	6
正 誤	
○正誤 (平20・11・28付け 目次)	7

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第6号**  
 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。  
 平成21年1月9日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立人権啓発センター  
 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
 高知市本町四丁目1番37号  
 財団法人高知県人権啓発センター  
 3 指定期間  
 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

**高知県告示第7号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。  
 平成21年1月9日

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
つつい脳神経外科	安芸市本町二丁目2番1号	平20・11・28
元氣堂調剤薬局	" " 2番3号	" " "
あき店		

**高知県告示第8号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
 平成21年1月9日

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
楠目病院	香美市土佐山田町百石町一丁目12番1号	平20・11・5

**高知県告示第9号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。  
 平成21年1月9日

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
田淵 健二	奈半利接骨院	安芸郡奈半利町乙4843番地	平成20年10月11日

**高知県告示第10号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。  
 平成21年1月9日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 届出の概要
- 届出者の名称  
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
  - 届出者の住所  
高知市知寄町二丁目1番37号
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニーマート瀬戸店  
高知市瀬戸西町三丁目13-1
  - 変更した事項  
大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サニーマート  
代表取締役 中村 雄一  
(変更後) 株式会社サニーマート  
代表取締役 中村 彰宏
  - 変更年月日  
平成19年4月1日
  - 変更理由  
代表者の交代のため
- 2 届出年月日  
平成20年11月14日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 意見の内容

**高知県告示第11号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート瀬戸店

高知市瀬戸西町三丁目13-1

(4) 変更した事項及び変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所

(変更前) 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

高知市知寄町二丁目1番37号

(変更後) 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

高知市知寄町二丁目1番37号

エスティハウス有限公司 取締役 岡 貞男

高知市比島町四丁目11番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者	住所
株式会社サニーマート	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
有限会社ひこばえ薬品	辻 博史	高知市春野町西諸木119番地
森田生花店	下城 幸子	高知市棧橋通二丁目8番9号

(変更後)

小売業者名	代表者	住所
株式会社サニーマート	中村 彰宏	高知市知寄町二

		丁目1番37号
有限会社ひこばえ薬品	辻 博史	高知市春野町西諸木119番地
森田生花店	下城 幸子	高知市棧橋通二丁目8番9号
株式会社大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(5) 変更年月日

ア 平成20年11月14日

イ 平成21年7月15日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の追加のため

2 届出年月日

平成20年11月14日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第12号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

ア 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄

イ 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛

(2) 届出者の住所

ア 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ高知店

高知市南久保4番54号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ニトリ高知南久保店

高知市南久保66番ほか2筆

(変更後) ニトリ高知店

高知市南久保4番54号

(5) 変更年月日

平成20年12月1日

(6) 変更理由

店舗の名及び所在地の正式決定のため

2 届出年月日

平成20年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第13号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

ア 株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

イ エスティハウス有限公司 取締役 岡 貞夫

(2) 届出者の住所

ア 高知市知寄町二丁目1番37号

イ 高知市比島町四丁目11番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート瀬戸店

高知市瀬戸西町三丁目13-1

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 1,576平方メートル

(変更後) 2,469平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 116台

(変更後) 148台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 42台

(変更後) 72台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 93.92平方メートル

(変更後) 139.92平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 24.62立方メートル

(変更後) 40.62立方メートル

ウ 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後10時
有限会社ひこばえ薬品		
森田生花店		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後12時
有限会社ひこばえ薬品		
森田生花店		
株式会社大創産業		

(イ) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

平面駐車場	午前9時から午後10時まで
屋上駐車場	

(変更後)

平面駐車場	午前8時45分から午前零時15分まで
屋上駐車場	

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 2箇所

(変更後) 3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設1	午前6時から午後9時まで
---------	--------------

(変更後)

荷さばき施設1	午前6時から午後9時まで
荷さばき施設2	

(5) 変更年月日

平成21年7月15日

(6) 変更理由

店舗の増床及びこれに伴う施設の追加、施設運営方法の変更等のため

2 届出年月日

平成20年11月14日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第14号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート土佐道路東店

高知市河ノ瀬28-1

(4) 変更した事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

(5) 変更年月日

平成20年11月21日

(6) 変更理由

顧客の利便向上のため

2 届出年月日

平成20年11月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

- ア 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
- イ 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛

(2) 届出者の住所

- ア 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ高知店  
高知市南久保4番54号

(4) 変更した事項

駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前) 5箇所  
(変更後) 4箇所

(5) 変更年月日

平成20年12月19日

(6) 変更理由

- ア 西側の市道から右折付加レーンを横切り入場することを防止するため
- イ 西側の市道の乗り入れ箇所を2箇所から1箇所に集約することで歩行者との交差が減少し、安全性が向上するため
- ウ 乗り入れ箇所の減少に伴って、交通誘導員の配置等安全管理が容易かつ向上するため

2 届出年月日

平成20年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市宇佐町宇佐西新町1219番1地先から 土佐市宇佐町宇佐新町1735番4地先まで	110	平成21年1月9日

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成18年の海面漁業・養殖生産量は、103,202トンで、全国の1.8パーセントを占めている（第53次高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ34パーセント、21パーセント、32パーセント及び13パーセントとなっている（第53次高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の

保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
  - (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
  - (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- (1) 平成20年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (さんま) 若干
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 若干
    - (するめいか) 若干
  - (2) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
    - (まさば及びごまさば) 13,000トン
  - (3) 平成21年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (さんま) 若干
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 若干
    - (するめいか) 若干
  - (4) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
    - (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資

源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成20年7月から平成21年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

中型まき網漁業	7,100トン
さば釣り漁業	若干
定置漁業及び小型定置漁業	若干

(2) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)

管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(さんま)

知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まあじ)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努

める。

(まさば及びごまさば)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

-----  
**内水面漁場管理  
 委員会公告**  
 -----

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成21年における増殖目標量、期間等について、平成20年12月17日に次のとおり決定したので公告する。

平成21年1月9日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	125	12.5	250	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	12.5	250	—	—	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	42.5	850	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	12.5	250	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	300	42.5	850	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	145	2,900	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から下流	300	90	1,800	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	300	12.5	250	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	12.5	250	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	300	42.5	850	—	15	3,000
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
計	17件	3,425	795	15,900	—	470	40,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

そ上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（そ上・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林、水質、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止など、魚類防疫対策に留意すること。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

5 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。

6 増殖を行うべき期間は、平成21年1月1日から同年12月31日までとする。

7 漁業権者は、6に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・11・28	9098	目次	1	中 (15)	◎正誤(平20・10・3付け 告示ほか)	◎正誤(平20・10・3付け 告示)